

# 【重要事項説明書】

## 特別養護老人ホーム ハレサク

介護老人福祉施設

介護保険事業所番号

1172901553

埼玉県富士見市上沢1丁目 21-38

(令和6年8月1日)

## 1. 相談の窓口について

### (1) 当施設における相談窓口

担 当	生活相談員
受付時間	9:00 ～ 16:00
電 話	049 - 265 - 7739 (代)

## 2. 特別養護老人ホーム ハレサクの概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム ハレサク
所在地	埼玉県富士見市上沢1丁目21-38
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (埼玉県 <u>1172901553</u> 号)

### (2) 施設の職員体制 (令和6年8月現在)

	資 格	常 勤	非常勤	委 託	計
施設長 (管理者)		1名			1名
医師			1名		1名
生活相談員		2名			2名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名			2名
介護職員	介護福祉士・実務者研修修了者・1～2級・初任者研修修了者・無資格	28名	14名		42名
看護職員		4名	1名		5名
管理栄養士 (栄養士)		1名			1名
歯科衛生士				2名	2名
機能訓練指導員	理学療法士			1名	1名
事務職員		2名			2名

### (3) 介護・看護職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
介 護 職 員	標準的な時間帯
	早 番 : 6:30 ～ 15:30 / 7:00 ～ 16:00
	日 勤 : 9:00 ～ 18:00
	遅 番 : 10:00 ～ 19:00 / 12:00 ～ 21:00
	夜 勤 : 21:00 ～ 7:00
看 護 職 員	標準的な時間帯
	日 勤 : 9:00 ～ 18:00

#### (4) 施設の整備の概要

定員	100名	男性	32名	浴室	一般浴槽 兼 車いす浴槽	4台
		女性	68名		寝台浴槽	2台
居室	多床室	男性	8部屋	医務室	1室	
		女性	17部屋			

※ 居室の変更につきましては、原則行うことはできません。

但し、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. サービスの内容

サービス内容に関しては以下の通りとなります

#### ① 施設サービス計画の立案

介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画を立て、ご本人またはご家族に説明し同意をいただきます。

#### ② 食 事

管理栄養士または栄養士の立てる献立表により、ご利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

(朝食) : 8:00 ~ (昼食) : 12:00 ~ (夕食) : 17:30 ~

※ 食品衛生管理上、上記時間から2時間までお取り置きが可能です。

※ 原則、リビングにて食事をとっていただきますが、ご体調等により居室への配膳も行っております。

#### ③ 入 浴

週に2回入浴していただけます。ただし、ご利用者の健康状態に応じ、足浴やシャワー浴、清拭となる場合があります。

#### ④ 排 泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の能力を最大限活用した援助を行います。

#### ⑤ 口腔ケア

歯科衛生士の指導により毎食後に口腔ケアを行っております。また歯科医師との連携にも積極的に努めております。特定の口腔ケア用品につきましては実費をいただくことがあります。

#### ⑥ 機能訓練

ご利用者の心身の状況に応じ、生活に即した機能維持訓練を行います。

#### ⑦ 健康管理

年1回の健康診断を行います。また健康相談サービスを受けることができます。

#### ⑧ 生活相談員

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

#### ⑨ 預り金出納管理

日常生活に係る諸費用に関する預り金の受入・支払代行を行います。

サービスご利用に際しては、別途「預り金出納管理契約書」の締結が必要となります。

#### ⑩ レクリエーション

日々の活動のほか、様々な行事が行われます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。

#### ⑪ その他 サービス

理美容サービス・日用品・衣類レンタルを手配しております。料金は別途かかります。  
介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度ご相談下さい。

### 4. ご利用料金

別紙の「ご利用料金（重要事項説明書「別紙」）」をご参照下さい。

### 5. 料金のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、28日までに、原則ご契約者様の指定する預金口座からの引き落としとさせていただきます。

### 6. サービスの中断、または契約の終了による居室の明け渡し

入院や外泊等で2泊3日以上、施設サービスを中断する場合は居室を明け渡していただきます。明け渡し期限は中断日を含めて7日以内とさせていただきます。期限内に居室の明け渡しができない場合や、明け渡しを希望されない場合は施設利用料金が所定の料金がかかります。

(契約書第19条参照)

注；居室の明け渡しは契約の終了（退所）ではありません。

### 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために「事故発生防止のための指針」を定め、事故を防止するための体制を整備し、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合は保険者等に連絡し、事故報告書を提出します。

当施設では皆様が生活しやすいようにバリアフリー（段差の少ない等）となっておりますが、ご家庭とは環境が異なるため、転倒等の事故が発生する可能性がございます。

また、食事中的誤嚥や食べ物を詰まらせる等の窒息などの事故発生の可能性もございます。

つきっきりの介護を提供できる体制ではございませんのであらかじめご理解下さい。

### 8. 入所中の医療について

医療を必要とする場合は、下記の配置医師及び協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記の医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

当施設指定以外の医療機関での受診を希望する場合は、契約者に当該利用者の受診を実施していただきます。なお、契約者において受診の実施が困難な場合はご相談ください。この場合は特別な職員体制をとる必要があることから契約者に実費相当をお支払いいただく場合がございます。

また契約者に付き添いの協力をお願いすることもございます。

○配置医師（基本的には主治医となる医師）

医療機関の名称／医師名	竹下内科／青木 正幸（内科）
所在地	埼玉県ふじみ野市新田1-1-27
電話番号	049-263-5941
担 当	特別養護老人ホーム ハレサク
回診曜日	原則 毎週木曜日

○協力医療機関

医療機関の名称	みずほ台病院
所在地	埼玉県富士見市西みずほ台2-9-5
電話番号	049-252-5121
診療科	内科・外科・脳神経外科・歯科

医療機関の名称	イムス三芳総合病院
所在地	埼玉県入間郡三芳町藤久保974-3
電話番号	049-258-2323
診療科	内科・外科・脳神経外科・整形外科・眼科・泌尿器科・皮膚科・耳鼻咽喉科・小児科

医療機関の名称	イムス富士見総合病院
所在地	埼玉県富士見市鶴馬1967-1
電話番号	049-251-3060
診療科	内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・心臓血管外科・循環器科・透析

医療機関の名称	三芳野病院
所在地	埼玉県入間郡三芳町北永井890-6
電話番号	049-259-3333
診療科	内科・外科・整形外科・婦人科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科・心療内科・泌尿器科・ペインクリニック科・リハビリテーション科

医療機関の名称	リンク歯科クリニック
所在地	埼玉県狭山市新狭山3-9-3-1F
電話番号	04-2941-5884
診療科	訪問歯科診療・一般歯科・歯科口腔外科・矯正歯科

## 9. 緊急時の対応方法について

救急車を要請し救急病院に搬送を依頼すると共に、ご契約者に連絡いたします。（緊急時対応が優先となるため、状況によってはご契約者への連絡が後になる事もございます）

なお、緊急の連絡を受けたご契約者は搬送病院までお越しく下さい。病院到着まで時間がかかる場合や、当日中の到着が難しい場合は直接病院へ事情をお話ください。

また職員が付き添いをした場合は、当施設に戻る交通費等実費をご請求させていただきます。

## 10. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はご利用者に過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(契約書第 11 条参照)

## 11. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

(契約書第 14 条参照)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) ご利用者が死亡した場合</li><li>(2) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li><li>(3) 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要介護 1・2 となり、特例入所の要件に該当しなくなった場合（但し、平成 27 年 3 月 31 日までに入所したご利用者は除く）</li><li>(4) 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li><li>(5) 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合</li><li>(6) 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合</li><li>(7) ご利用者またはご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li><li>(8) 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）</li></ul> |
|--|

- (7) ご利用者又はご契約者からの退所の申し出があった場合（中途解約・契約解除）

(契約書第 15 条、16 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者は当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご利用者が入院された場合</li><li>③ 事業者もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(8) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除)

(契約書第 17 条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者またはご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要な事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が正当な理由なく支払期限 (翌月の 28 日) を越えて遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合
- ③ ご利用者またはご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用などを傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して 3 ヶ月を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が経管栄養治療・胃ろう造設が必要となった場合で、当施設定員のうち経管・胃ろう造設者の総数が一定数を超えた場合
- ⑥ その他、継続的な医療対応が必要になった場合で、その内容や状況が生活の場としての施設の対応を超える判断される場合
- ⑦ ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

**\* ご利用者が病院などに入院された場合の対応について**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6 日間以内の短期入院の場合

6 日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。また、月をまたがる場合は最大で 12 日分まで算定します。  
1 日あたり 246 単位

② 7 日間以上 3 ヶ月以内の入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、再入所の受入調整に期間を要することがありますので、予めご了承ください。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所の為の援助

(契約書第 18 条参照)

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者またはご契約者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な対処のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設などの紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

## 1 2. サービス内容に関する相談・苦情窓口

### (1) 当施設内における苦情の受付

受付担当	介護主任
解決責任者	介護係長
受付時間	9:00～16:00
電話	049-265-7739 (代)

### (2) 当法人第三者委員

熊倉 三枝子	(連絡先) 080-1155-6364
仲 志津江	(連絡先) 090-7803-8706
齋藤 晋助	(連絡先) 04-2946-1121 (秋草学園福祉教育専門学校)

### (3) 公的機関

富士見市役所 介護保険担当	月～金曜 (祝日を除く) 8:30～17:15 (電話番号) 049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談専用	月～金曜 (祝日を除く) 8:30～正午、13:00～17:00 (電話番号) 048-824-2568

## 1 3. 第三者による評価の実施状況

第三者評価の実施	1 あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/>
----------	--

## 1 4. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、以下の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

(刃物、火気、暖房器具、ペット等、その他施設長が危険と判断したもの)

### (2) 面会

原則として午前9時30～午後5時30の面会時間とさせていただきます。時間内での面会にご協力ください。

※ 来訪者は、1階受付にて面会簿の記入をお願い致します。

※ 当施設ではご利用者への面会をお断りできませんので予めご了承下さい。

※ エレベーター使用の際、ご利用者がおひとりで乗り込まないようご協力お願い致します。

※ 感染状況により、面会制限をさせていただくことがあります。

### (3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合には、内服薬等の準備がございますので事前にお申し出下さい。お出かけになる際に事務室の外出簿にご記入をお願いいたします。

### (4) 施設、設備等使用上の注意

○ 居室及び共用施設・設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。施設・設備を汚したり、

壊した場合には、ご契約者に原状に復していただくか又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ご利用者に対するサービス提供及び施設運営管理上、居室内に立ち入り必要な措置を取ることが出来るものとします。

(5) その他

- 食べ物を持ち込む場合は、食品衛生上なるべく1回で食べきれぬ量とし生物には十分注意して下さい。同室の方や職員へのお気遣いは不要です。
- 当施設は原則として禁煙となっております。タバコはサービスステーションでお預かりしますので、喫煙の際はケアワーカーにお申し出下さい。喫煙は決められた場所をお願いいたします。
- 1階に自動販売機がございますのでご利用いただけます。
- 施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。